

平成28年9月2日

保護者様

守山市立守山小学校
校長 増田 茂輝

非常変災その他緊急事態に伴う臨時休業等について

平素は、本校教育推進のためご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、台風などによる非常変災の発生や発生のおそれがあるときは、子どもたちの安全を確保するため、下記のような措置をとりますので、お知らせします。
この措置は、一年間を通じて同じです。

記

1. 『特別警報』または『暴風を含む警報』の発表時等における措置

(1) 児童の登校前に『特別警報』または『暴風を含む警報』が発表された場合

◎テレビ・ラジオ放送等

午前7時 において

滋賀県内もしくは近江南部地域もしくは守山市に

『特別警報』 または 『暴風を含む警報』

が発表されている場合は、臨時休業となります。

しかし、暴風を含まない「大雨、洪水、大雪等の警報」が発表された場合は、臨時休業とはなりませんのでご注意ください。

(2) 児童が学校にいる間に、『特別警報』また『暴風を含む警報』が発表された場合

終業時間を繰り上げたり、集団下校するなどの措置をとります。なお、そのようなことが予想される日は、当日の家の方々の所在を、子どもたちに知らせておいていただくとありがたいです。

2 上記以外の警報や悪天候の場合

(1) 特別警報や暴風警報が発表されていない場合でも、危険な状況が考えられる場合は、「臨時休校」の判断をする場合があります。その場合は、学校からのメール配信システム等で指示しますので、その内容にしたがってください。

◎特に、登校時間前におきましては、当日午前6時30分頃に連絡します。

(2) 小学校が休校になった場合、児童クラブ室（学童）も休室になりますので、お知りおきください。